

北陸地方整備局

国道8号 災害対策基本法に基づく道路区間指定の
廃止について

国道8号の下記区間は、除雪作業等を実施し、緊急通行車両の通行を確保したため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を廃止しました。

今後も降雪が予想されておりますので、引き続き通行にはご注意ください。

路線名	廃止する指定区間(上下)	廃止時間
国道8号	<small>いといがわし てらしま ひめかわおおはし</small> 新潟県糸魚川市寺島 姫川大橋交差点 ～ <small>いといがわし いちぶり みち えきいちぶり せき</small> 新潟県糸魚川市市振 道の駅市振の関	区間指定廃止 8時30分

【道路状況】

1月25日 8時00分時点

北陸道(上下)

柿崎I. C～三条燕I. C

通行止め

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)
http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

【配布先】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
新潟・富山・石川・県内専門紙

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 道路管理課
課長 星野 成彦(内線 4411)
課長補佐 谷口 雄一(内線 4412)
新潟市中央区美咲町1-1-1
電話025-280-8880

国道8号 廃止する指定区間の位置図

